

名古屋市中川区マスコットキャラクター「ナッピー」着ぐるみの使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋市中川区役所が管理する名古屋市中川区マスコットキャラクター「ナッピー」(以下「ナッピー」という。)着ぐるみの使用に関し、必要な事項を定め、中川区の安心・安全で快適なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(使用申請)

第2条 「ナッピー」着ぐるみを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用の2ヶ月前から、あらかじめ名古屋市中川区マスコットキャラクター「ナッピー」着ぐるみ貸出申込書に必要な書類を添付して、名古屋市中川区長(以下「中川区長」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、名古屋市中川区役所または名古屋市中川区役所が構成団体となる実行委員会等の団体が使用するときは、この限りではない。

(使用承諾)

第3条 中川区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、「ナッピー」着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 中川区安心・安全で快適なまちづくりの推進事業、または正しい理解の妨げとなるとき。
- (2) 「ナッピー」着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他使用を承諾することが適当でないとき。

2 前項の承諾は、申込書が提出された日より14日以内に、使用者に対し連絡を行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書の内容により使用し、中川区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用の承諾を受けた権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみを使用する場合には、必ず介添人を付けること。
- (4) 着ぐるみの運搬及び使用による事故等については、使用者側で解決するものとし、中川区長はその責を負わないものとする。
- (5) 着ぐるみは使用后、原状に復した後、速やかに中川区長へ返却すること。

(承諾の取消し)

第5条 中川区長は、使用者がこの要領及び承諾の内容に違反していると認められるときは、当該使用承諾を取り消すことができる。

(原状復帰)

第6条 「ナッピー」着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、「ナッピー」着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、中川区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。